# 特別徴収対象の従業員のうち 給与の支払を受けなくなる者の報告について



給与支払報告書の提出にあたって、令和8年度の住民税を特別徴収の方法によることとした者が、退職等により給与の支払いを受けなくなることで特別徴収ができなくなるときは、市町村への届出が必要になります。下記を参考に提出してください。

### 1 対象となる方

特別徴収対象として給与支払報告書を提出した者のうち、その後の退職等によって給与の支払いを受けなくなる者

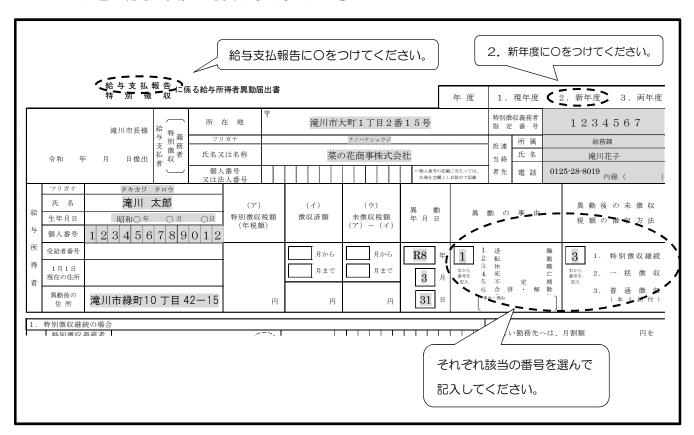
### 2 提出期限

令和8年4月3日(金)

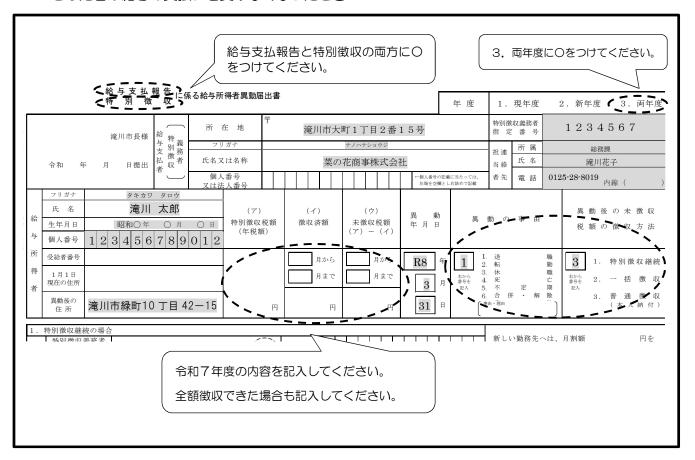
### 3 報告方法及び記入例

対象者の報告にあたっては、<u>同封した「給与所得者異動届出書」</u>での報告をお願いします。 提出にあたっては、必要事項(氏名・住所・個人番号・法人番号・異動年月日・異動理由等)を記載 のうえ、次のとおり記入し提出をお願いします。

① 令和7年度の住民税を特別徴収していないが、令和8年度の住民税を特別徴収の方法によること とした者が給与の支払いを受けなくなったとき



② 令和7年度の住民税をすでに特別徴収しており、令和8年度の住民税を特別徴収の方法によることとした者が給与の支払いを受けなくなったとき



## 4 その他

- 従業員が就職し、新たに特別徴収を開始する場合は、電話でご連絡ください。
- ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号 市民生活部税務課市民税係 TEL 0125-28-8019(直通)